

第 3 回奈良市政治倫理条例検討委員会の傍聴報告

日時：平成 24 年 4 月 24 日午後 1 時半～ 場所：中央棟 5 階 傍聴者：天野秀治（副委員長）

（１）議員政治倫理条例との整合性について

◆現在の議員条例素案を大改正しなければ審査会条例をまとめることはできない。

- ・審査会条例第 2 条、第 6 条、第 9 条に議員条例に関わる条文があるが、議員条例がいつできるのか、どのような内容であるのかがわからない限り、審査会条例は答申できない。
- ・議員条例と市長条例の中身がちぐはぐである。よって、議会側が議会の責任により基本部分で整合性をもった条例に修正する必要がある。これができなければ 3 本立ての制定は不可能である。

◆議会での審査会設置の可能性について

- ・議会は附属機関をもつことができず、委員会は議会の内部機関であり議員のみで構成される特別委員会でなければならない。（現在の議員条例における審査会は地方自治法違反である）
- ・議員だけで集まった委員会（特別委員会）で審査できるのか疑問。公平性や市民の信頼は得られない。
- ・よって、議員を除いた審査会条例は答申したくない。

※上記理由により、審査会条例は議員条例に関わる部分を除いて制定し、一定の期間内に議員条例が市長条例と整合性をもった形で出来上がってきたら、その時に検討することとする。

（２）議員政治倫理条例の問題点について

<検討委員長より文書で提示>

- ① 請負辞退の違反に市民の調査請求権が無く、政治倫理審査会にかかることもない。つまり違反は野放し。（第 7 条で抜いている）
- ② 「指定管理者の指定」について、辞退の規定が無い。その推薦・紹介は禁止しているのに。（第 4 条第 1 項第 4 号）
- ③ 「3 親等」の親族会社の請負辞退は違憲。「2 親等以内」とすべし。
- ④ 市民の調査請求に「議員 3 名以上の紹介」を要件とするのはおかしい。調査請求権は地方自治法上の住民の直接請求権だから。
（参考：市民の調査請求は市長条例は市民 1 人、議員条例は 100 人＋紹介議員 3 名）
- ⑤ 政治倫理審査会の調査結果を受けて、議会が当該議員に対し必要な措置を取る旨の規定を欠く。

<委員会中での口頭による指摘>

- ⑥ 議会で附属機関である審査会についての規定を論ずることは越権行為である。（第 7～9 条）
- ⑦ 地方自治法の附属機関の原則により、議長が直接審査会に審査を依頼することはできない。
- ⑧ 執行機関の附属機関なので執行権は無く、勧告止まりである。仮に勧告があれば勧告を受けた市長と議会が自らの権限をもって行うしかない。

以 上